

質問第二一号

二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関連イベントに旧ジャニーズ事務所属タレントを起用することに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十月二十四日

石垣 のりこ

参議院議長 尾辻 秀久 殿



二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関連イベントに旧ジャニーズ事務所所属タレント

トを起用することに関する質問主意書

令和五年九月十三日、吉村大阪府知事は記者からの質問に対して、令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の関連イベントやPR番組に、大阪観光シンボルキャラクターを務める等、大阪府、大阪市と関係の深い旧ジャニーズ事務所所属タレントの起用を続けると答えている。

旧ジャニーズ事務所元社長ジャニー喜多川氏の性加害問題とその後の同事務所の対応に対して海外からの批判が強い中で、同事務所所属タレントには何ら罪は無いことを理解しつつも、諸外国からの出展によって成立する万国博覧会のPRに同事務所所属タレントを起用し続けることには違和感を覚える。

大阪・関西万博は大阪府が中心となって進めている面もあるものの、開催主体は経済産業大臣が指定した博覧会協会であり、国が開催国としての責任を負っていること、また、国も会場建設費の三分の一、出展事業費としてパビリオン「日本館」の建設費を支出することを考慮すると、対外的なイメージを創ることになる事柄については大阪府任せにはならないと考える。

大阪・関西万博のイベントやPR番組などに旧ジャニーズ事務所所属タレントが起用され続けていることについてどのように考えているのか、政府の所見を伺いたい。

右質問する。